

# 香川大学教育学部附属高松中学校

## 梅香会会則

- 第1条 この会は「香川大学教育学部附属高松中学校梅香会」といい、事務所を同校内に置く。
- 第2条 この会は、会員お互いが力を合わせて、生徒の健全な発達と福祉の増進につとめ、会員相互の親睦と向上をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、次の事業を行う。
- 1 生徒の学習に便宜を与え、豊かな新しい環境をつくる。
  - 2 生徒の健康を増進し、保健衛生思想を家庭・社会に普及する。
  - 3 会合・出版物等によって、教育に対する理解と関心とを促進し、会員の社会的教養を高めるとともに、相互の親睦を図る。
  - 4 学校教職員の修養・研究に協力し、教育活動に便宜を与える。
  - 5 社会教育団体に協力し、社会環境の改善につとめる。
  - 6 その他、この会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第4条 この会は、次の会員によって組織する。
- 1 正会員 香川大学教育学部附属高松中学校生徒の保護者と同校職員。
  - 2 特別会員 この会の趣旨に賛同し、評議員会の承認を受けた者。
- 第5条 この会の役員と、その任命は、次のとおりとする。  
会長1名、副会長若干名、評議員23名、監事2名、書記2名、会計2名。  
会長は、この会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、これを代理する。  
評議員は、重要案件を審議する。監事は、会計監査を行う。書記・会計は、事務を処理する。
- 第6条 会長及び副会長は、会員中から評議員会で選出し、総会で承認を得る。評議員は保護者の中から各学級ごとに2名選出し、教官から5名を互選する。監事は、会員中から会長が推薦し、総会で承認する。  
書記・会計は、評議員の同意を得て、会長が委嘱する。
- 第7条 役員任期は、1カ年とする。ただし、再任は妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 会長は、評議員会の承認を得て、専門委員を委嘱する。専門委員は、各専門部に属して専門事項に関する事務を処理する。
- 第9条 総会は、この会の最高の決議機関で、年1回開いて、予算・決算・会則の変更・役員改選その他重要な事項を多数決で議決する。また、会長が必要と認めるか、評議員の半数以上あるいは会員の十分の一以上の希望があれば、臨時に、総会を開くことができる。ただし、緊急の場合は評議員会を総会にかえることができる。この場合は、次期総会に、その承諾を得なければならない。
- 第10条 評議員会は、会長が必要と認めるか、評議員の三分の一以上が希望すると開くことができる。役員は、評議員会に出席して、それぞれの資格で意見を述べるができる。
- 第11条 この会の経費は、会費、事業益金で支弁する。
- 第12条 会費は、会員から毎月別に定める金額で徴収する。
- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始め、翌年3月末日に終わるものとする。
- 第14条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。
- 第15条 この会則を施行するについて必要な細則は別に定める。
- 第16条 この会則は、昭和22年4月22日から効力を生ずる。
- 細則 (1) 会則第8条による専門部の総務部・厚生部・生活指導部・梅香ニュース編集部には、各部に部長1名、副部長若干名をおく。